――浪人説と『徒然草』の読者――『武家諫忍記』の「序」から探る作者像

小川 和也

はじめこ

近世史における書物研究の画期性とは何か。

与の条件に色づけられている。 はない。「世界内存在」としての人間は、常に歴史的に形成されてきた環境・所被拘束性)を明らかにする必要がある。思想は真空管のなかで形成されるのでの思想の形成過程を追求し、思想形成の前提となる時代条件・環境(=歴史的ある人物に思想が芽生える。この「事件」を歴史に位置づけるためには、そ

として密接なつながりをもった。 思想が社会的影響力を持つのには、思想が表現され普及することを前提とする。 思想が社会的影響力を持つのには、思想が表現され普及することを前提とする。 可能となった。では、形成された思想は、どのように社会に影響を及ぼすのか。 書物と思想の関係を問うことにより、思想形成過程を実証的に追求することが うか。近世は出版の時代である。写本を含め、夥しい書物が社会に普及した。 では、近世の人々を取り巻く思想的環境は、何によって特色づけられるだろ

手法を獲得し、思想史研究は新たな段階に入ったといえるだろう。 史はようやく思想と社会との関係性、あるいは、思想の社会性を問題とし得る書物の普及と、読書という主体的な行為に着眼することによって、近世思想

ているからに他ならない。就中、幕藩領主層にどのような影響を与えたのか、その実相の解明を課題としず、その形成過程と受容・普及を丹念に問うているのも、この書物が近世社会、「大名評判記」。とも称し得る一群の書物の研究において、内容分析のみなら手法を獲得し、思想史研究は新たな段階に入ったといえるだろう。

売れ筋本の基礎史料は、すでに活字化されている『土芥宼讎記』である。この、メメトレッッ゚ところで、現今、巷間に『殿様の通信簿』。という書物が普及している。この

力は大きい。
「世界のでは、この本が描く近世国家像が及ぼす社会的影響平積みされている。したがって、この本が描く近世国家像が及ぼす社会的影響セイ」。で、発売以来、大手新聞社の広告力を背景に増刷を重ねて書店の店頭に信簿』はタイトルどおり、『土芥寇讎記』を「通信簿」として捉えた「歴史エッ『土芥寇讎記』こそは、この共同研究の基点となった書物である。『殿様の通

的な理解にかかわる問題である。という概念でくくれるものだろうか。これは『土芥寇讎記』という書物の根本という概念でくくれるものだろうか。これは『土芥寇讎記』という書物がもつ歴史的性格は、「通信簿」

の成立と普及の実態に即して検証する必要がある。

「通信簿」と規定する以上、誰が誰に通知したものなのか、『土芥窓讎記』とは、将軍あるいは幕府という教師が、大名という児童・生徒の成績をつけて、とは、将軍あるいは幕府という教師が、大名という児童・生徒の成績をつけて、とは、将軍あるいは幕府という教師が、大名という児童・生徒の成績をつけて、とは、将軍あるいは幕府という教師が、大名という児童・生徒の成績をつけて、に通信簿」とは何か。それは、小中高などの学校において、児童や生徒の身「通信簿」とは何か。それは、小中高などの学校において、児童や生徒の身

『殿様の通信簿』では、『土芥寇讎記』を「幕府隠密の機密報告」と断定しているほどである。

を突き止めた者はいないのである。
たが、特定にするには至っていない。つまり、今日まで『土芥寇讎記』の作者あり、この共同研究においても、『土芥寇讎記』の作成主体を突き止めようとし指し、慎重な態度を崩さない。『土芥寇讎記』の作者は誰か、それは重要課題で『土芥寇讎記』を「隠密の報告書と断定することは不可能」(傍点筆者)と釘をしかし、隠密説の発端となった金井自身は、推測はあくまでも推測にとどめ、

の「大名評判記」が存在することが判明したのである。する探索書と『土芥寇讎記』の間に、『武家諫忍記』『武家勧懲記』などの大部だが、共同研究ではその作業を通じて、重大な事実を発見した。金井が指摘

『土芥寇讎記』には先行する類書が存在した。この事実が『土芥窓讎記』の 『土芥窓讎記』には先行する「大名評判記」は成立し得るので 解は、『土芥窓讎記』に先行する「大名評判記」の影響を受 解は、『土芥窓讎記』に先行する「大名評判記」の存在を知らず、四三冊に及ぶ 『土芥窓讎記』の膨大なデータをすべて新規にゼロから集めたもの、という前 『土芥窓讎記』の形大なデータをすべて新規にゼロから集めたもの、という前 である。。

配られたものなのだろうか。 配られたものなのだろうか。 に、さしあたり大名家への通知と解釈するとして、『土芥窓讎記』は各大名家にはなく、ブック・セールスの戦略としてのキャッチ・フレーズだろう。ここで護者を特定しなければならないが、「通信簿」とはそこまで厳密に考えたものでき者を特定しなければならないが、「通信簿」とはそこまで厳密に考えたもの保みれは児童・生徒の評価を保護者に通知するものだから、評価される大名の保は誰だったのかを考えてみたい。『土芥寇讎記』が「通信簿」であるとすれば、は誰だったの如く、隠密説はすでに危ういが、次に『土芥寇讎記』の受け手・読者かくの如く、隠密説はすでに危ういが、次に『土芥寇讎記』の受け手・読者

したがって、『殿様の通信簿』では「機密」「極秘」というわけである。だけでは、『土芥窓讎記』が各大名に通知された「通信簿」とはいえないだろう。には旧蔵として浅野図書館に存在したことが確認されているからである。 二本冊」『存在したという一行で始まる。だが、これは誤りである。『国書総目録』『殿様の通信簿』では、『土芥窓讎記』は東京大学史料編纂所にのみ唯一「一

は見いだされていない。は、これらの改易大名と『土芥寇讎記』の評価との間に連関性は二〇名。しかし、それらの改易大名と『土芥寇讎記』の評価との間に連関性

秘」と解釈するのは説得的ではない。 「世界歌事となる。前回の共同研究。では、『武家諫忍記』『武家勧懲記』が広く普及していたことが判っている。先行する『武家諫賀藩・伊達藩・米沢藩・岡山藩・南部藩・津軽藩・刈谷藩などの大名家・藩の二一本、その存在が確認され、所蔵機関や蔵書印などから、それらの書物が加顕著となる。前回の共同研究。では、『武家諫忍記』が二二本、『武家勧懲記』が顕著となる。前回の共同研究。では、『武家諫忍記』が二二本、『武家勧懲記』が

未完成であったことが考えられる。作の途上であった可能性が高い。『土芥窓讎記』が普及しなかった理由の一つは各大名の項目のなかには、未記入の箇所が少なからずあり、『土芥寇讎記』は製り紙によってつぎ足される箇所があるなど原本の可能性が高い。のみならず、り紙によってつぎ足される箇所があるなど原本の可能性が高い。のみならず、一方、史料編纂所の『土芥寇讎記』は分類上は「写本」とされているが、張

田正俊が、なぜかくも酷評されるのか。
田正俊が、なぜかくも酷評されるのか。
田正仲の項目において、わざわざ父・正俊について言及し、「大悪人」という罵問正仲の項目において、わざわざ父・正俊について言及し、「大悪人」という罵の批判はすべての大名に均一に振り分けられているわけではない。例えば、堀の批判はすべての大名に均一に振り分けられているわけではない。例えば、堀の批評をしている点にある。大名とは、かくも「暗君」が多かったのか、そ口の批評をしている点にある。大名とは、かくも「暗君」が多かったのか、

記』での評価の著しい高さは例外的である。て見える。忠秋は、他の評判記では並の評価、あるいは悪評を含み、『土芥寇讎ノ再来」と仏に譬えられるほどで、悪評の多い大名のなかで群を抜いて際だっ一方、破格に高評される人物として、阿部忠秋がいる。その絶賛振りは「仏

場が反映されているはずである。して、その偏向には、作者の思想・意識、あるいは、作者が置かれた政治的立記』の大名評価はすべてが客観的な事実を反映したものではないのである。そ『土芥寇讎記』の大名評価には一定の偏向がかかっている。つまり、『土芥寇讎

によって実証された史実ではない。現在の書物研究の水準からすると、『殿様の作成説・極秘文書説は文学的想像力をかき立てる仮説としては面白いが、史料『土芥寇讎記』は「通信簿」といえるような性格の書物ではなかった。隠密

欠けているといわざるを得ない。社会的に影響力の大きな本だけに残念である。立過程・思想的背景・流通過程の考察がなされておらず、要するに史料批判が通信簿』の難点は、全面的に依拠している『土芥寇讎記』という書物史料の成

められているのは、『土芥寇讎記』を歴史のなかに位置づける史料批判である。た。魅力ある『土芥寇讎記』という書物を縦横に史料として活用するために求禄期の大名の実相を反映するものとして無批判に用いられて来ることが多かっ『殿様の通信簿』に限らず、これまで『土芥寇讎記』は、それが書かれた元

業はすでに始まっている。不可欠である。なぜ、「大名評判記」は書かれたのか、その全体像を解明する作では十分ではなく、この「大名評判記」という流れのなかに位置づけることが讎記』は新たな相貌を見せ始めている。『土芥寇讎記』を「点」として捉えるの「大名評判記」と称し得る書物群の存在が明らかになっている現在、『土芥寇

- 『武家諫忍記』の序について

ある書物が、いつ、誰によって、何の爲に書かれたのか……。

ま物ででは、できない。 さな媒介としての書物を丸ごと分析対象とし、その流通・受容過程にまで射程 る。書物研究は、従来のテキスト分析の思想史とは違い、思想が表現され流通 の材料となる。普及・受容に関しては刊記・蔵書印・書き込みなどが重要であ 物、あるいは、書物成立に関わった人物などが記した序・跋・奥書などが格好 ある。形成過程を探るのには、書物の本文以上に、作者や作者と交流がある人 書物を史料とする(史料批判する)ためには、その形成過程の追求が必要で

り、(序・跋があれば……)という望蜀の念はますます強い。告書『に盛り込まれているとおりであるが、依然として作者は誰かという謎は残特に作者の主観性が現れている謳歌評説部分に分析が集中した。その成果は報寇讎記』の共同研究では本文の比較検討を行うことで、作者像に迫ろうとした。者に直接結びつくような手がかりを欠いていることにある。したがって、『土芥者に直接結びつくような手がかりを欠いていることにある。したがって、『土芥

ように「面」として存在することが判明した。『土芥寇讎記』はなぜ書かれ、ど判記」と称しうる膨大な類書が大名家の蔵書に存在し、幕藩制国家を覆うかのその前後に『堪忍記』『武家諫忍記』『武家勧懲記』『諫懲後正』などの「大名評だが、前回の共同研究で『土芥寇讎記』は「点」として存在するのではなく、

らなくなった。かれ、どのように読まれたのか、その全体像の究明とともに行われなければなのように読まれたのか、という個別の問題は、一連の「大名評判記」がなぜ書

忍記』でこれまで本格的に考察されたことのない未踏査の書物である。庫本を翻刻し、活字化している。『堪忍記』の次の「大名評判記」は『武家諫に関しては、すでに深沢秋夫の詳細な研究があり、深沢は松平文庫本と内閣文それらの書物の作者を特定する有力な材料が豊富に記載されている。『堪忍記』諫忍記』『武家勧懲記』であるが、それらはいずれも「序」をもつ。そこには、なにから手を付けるべきか。『土芥寇讎記』に先行するのは『堪忍記』『武家

一冊、『土芥寇讎記』は東大史料編纂所本四三冊と分量が大幅に異なる。忍記』は聖藩本(大聖寺本)なら二一冊、『武家勧懲記』は国会図書館本なら四い。まず書物の形態からすると、『堪忍記』が一冊本であるのに対し、『武家諫筆者はいま、「次の」と書いた。だが、実は両者の影響関係は立証されていな

の評判記が発生したその動機を探る重要な史料といえる。 一致しているのに対し、『堪忍記』は知行高・年貢率・家風などが簡単に粗述され、他の三書と項目・形式が一致しない。最も顕著な違いは他の三書が清つ、 「大名評判記」という流れでみたとき、『堪忍記』がその全体の が登場するのか。「大名評判記」という流れでみたとき、『堪忍記』がその全体の が登場するのかどうかは検討の余地を残している。逆にいえば『武家諫 を高さいて、なにゆえ大名評価の視点、あるいは、「愚評」という評判の部 を高さいているのかどうかは検討の余地を残している。逆にいえば『武家諫 を記』において、なにゆえ大名評価の視点、あるいは、「愚評」という評判の部 が登場するのか。「大名評判記」という流れでみたとき、『堪忍記』がその全体の が基点となっているのかどうかは検討の余地を残している。逆にいえば『武家諫 を高いは、「思評」という評判の部 を高いは、どう読まれたか、一連 という語判のが表生したその動機を探る重要な史料といえる。

筆者が担当するのは、「序」で、分析と翻刻を行った。。家諫忍記』の「序」「国法」「教法」に焦点を当てることになった。そのうち、そこで、筆者が所属する第二班では、「大名評判記」解明の大きな鍵を握る『武

しておくと。、「序」については、前回の共同研究で若尾が言及しているので、簡単に紹介

- 神国思想の存在。「強烈な」神国意識が垣間見える。
- 切腹は慶長二○年(一六一五)。 秀頼切腹により、作者の属する「当家」の代が始まる、とある。→秀頼

- 「こう」。 これではないでは、『武家諫忍記』は万治三年(一六六○)前後のこの言どおりだとすると、『武家諫忍記』を記した、とある。したがって、それから五○年ほどして、『武家諫忍記』を記した、とある。したがって、
- 文元年 (一六六一)。・本文に水戸藩初代頼房の死亡についての論評がある。頼房の死亡は、寛
- 六五九)ごろとなる。

 六五九)ごろとなる。

 六)であるから、この「今年」は、それから一四年を経た万治二年(一六四・本文に「綱吉今年十四歳」という記載。綱吉の生年は正保三年(一六四
- 浪人ということになる。この点は慎重に検証する必要がある。この語りが本当であれば、『武家諫忍記』は幕府の隠密や探索方ではなく、・作者は名を記していないが、「某 永々浪人にて」と自己の履歴を語る。
- それを記しおくため、と述べられている。・執筆動機については、各領主による制法・政道の違いが甚だしいので、

も言及している。
いている。さらに、「教法」には「臣下嗜之条々」として、大名家臣の心構えにいている。さらに、「教法」には「臣下嗜之条々」として、大名家臣の心構えを説教法之巻」とあるように、「武家」としての心構え、「主将」=大名の嗜みを説の産物などを記載したものである。「教法」とは、聖藩本(大聖寺本)に「武家と『武家諫忍記』当時の「今高」の二様によって記し、あわせて、山海河田畠と『武家諫忍記』当時の「今高」の二様によって記し、あわせて、山海河田畠と『序』につづく「国法」とは、日本国中の国別の石高を、太閤検地の「古高」

- 「序」「国法」「教法」の序列にみる諸本の系統

ある。 らが同じように備わっているはずと考えた。これは初見での漠然とした印象でらが同じように備わっているはずと考えた。これは初見での漠然とした印象で記』のなかで最も古いものの一本ではないかと考え、さらに他の諸本にもそれ聖寺藩の聖藩本を見た。そして、虫喰いの状態などから、聖藩本が『武家諫忍聖寺者は、諸本のうち』、始めに「序」「国法」「教法」の三つが備わった加賀大

ぎのようにABCD四系統にわけられる。らは大きく二系統に区分されているが、「序」「国法」「教法」の配列からは、つ必ずしも、この三つが備わらない本があることがわかった。テキストの内容かところが、他の諸本に当たるうちに、「序」「国法」「教法」の位置の異同や、

A系統 「序」并「国法」が首巻にあり、各大名家の巻を展開したあと、最後

に「教法」の巻が来るもの。→聖藩本、池田家本など。

が来るもの。→養賢堂本、刈谷村上本、対馬本、興譲館AB本など。 B系統 「序」并「国法」および「教法」が首巻にあり、その後各大名家の巻

C系統 「教法」の巻を欠くもの。→島原松平本、東北大狩野本。

のか)→東北大教養本。 のような構成になったのは理解に苦しむところである。謄写者による判断なの巻が来るもの(しかし、「序」が最後に来るのは明らかにおかしいので、こ**D系統** 各大名家の巻の後、最後の部分に附録のように「序」「国法」「教法」

き止めた上で、あらためて定義し直されるべきであろう。という呼称は、なにが「正本」なのか、あるいは、どれが原本に近いのかを突藩本は、必ずしも孤立しない。この点で『武家諫忍記』の「異本」と「通行本」るという報告があったが、「序」「国法」「教法」の配列からみると、対馬本と聖今回の共同研究では、対馬本と聖藩本がそれぞれ孤立している「異本」であ

性も気になる。

整本と本藩・加賀藩の前田尊経閣本で、池田本との関連であるのは興味深い。聖藩本と本藩・加賀藩の前田尊経閣本で、池田本との関連が指摘されているで、したがって、加賀藩が出野秘伝理尽鈔』などの軍書の影響として共通し、「大名評判記」には『太平記評判秘伝理尽鈔』などの軍書の影響として共通し、「大名評判記」には『太平記評判秘伝理尽鈔』などの軍書の影響として共通し、「大名評判記」には『太平記評判秘伝理尽鈔』などの軍書の影響を制入、加賀藩の支藩である。加賀藩家老・今枝家と岡山藩家老・日置家とは養藩は、加賀藩の支藩である。加賀藩家老・今枝家と岡山藩家老・日置家とは養藩は、加賀藩の支藩である。加賀藩家老・今枝家と岡山藩家老・日置家とは養藩は、加賀藩の支藩である。

に改称された。養賢堂本は比較的新しい写本といえるだろう。ている。また、養賢堂はもと明倫館養賢堂で、安永元年(一七七二)に養賢堂程度まで類推可能である。養賢堂本には、天保元年(一八三〇)の判が押され較の対象としては養賢堂本を選んだ。養賢堂本の成立(謄写年)年代は、ある、そこで、第二班では今後の作業として、聖藩本を取り上げることにした。比

3 『武家練忍記』浪人説の登場

まず、「序」全体を一見してわかることは、前半の前半、約四分の一程度(別り、『武家諫忍記』と『堪忍記』の関係についても論及していきたい。本節では、聖藩本と養賢堂本の二本の「序」を比べる。そして、できるかぎ

掲の翻刻文でいうと、一頁分の上段部分)までは、異同が少なくほぼ一致して

書きの部分については、まったく別内容の条目が存在したり、相互に欠落する いることだ。だが、中盤から後半にかけて異同が増加してゆき、最後半の一つ 条目がある。

げる箇所には番号を振った。 ている箇所を傍線部や波線部で示した。さらに、 以下、具体的に、養賢堂本と聖藩本の異同箇所を抜き出して比較する。 異同箇所で特に考察に取り上 異つ

統シテ八嶋之外マテ悉慶長年中秀吉薨シ玉ヒテ、息秀頼卿天下ヲ治然トモ名将良将豊臣秀吉武威有リテ、天下之剛敵ヲ退治シテ、既ニ朝鮮国マテ征找ス。従是四海一 5年スシテ、 愚二政道不正、 故二

徳川家康公

祖父次郎三郎清康(父次郎三郎広忠、生国参河、具二有伝記故二略之。元和二年四月十七日薨シ玉と、日光山大権現トス。徳川氏先祖四郎義季ヨリ十六世清和天皇二十五代之後胤み新田姓源家中興征夷大将軍太政大臣従一位、行年七十三。

【聖藩本】

息子・秀頼公天下ヲ治ダマヘ共、名将賢将ニ不有、愚シテ天下ノ政道不正、平々諸 文禄年中、豊臣秀吉公武勇スクル、ニョツテ、天下ノ強敵ヲ退治シテ、既ニ朝鮮国 マテ征伐シ、是ヨリ四海一統シテ八嶋之外マテモ悉ク治ル。慶長年中ニ秀吉薨シテ、

では「薨シテ」と敬語を用いない。3では養賢堂本では秀吉の治世に敬語を用 逆に養賢堂本の方に、「薨シ玉ヒテ」と敬語が用いられているのに対し、聖藩本 いていないのに、聖藩本では用いている。 養賢堂本では「豊臣秀吉」と呼び捨てられている。2の秀吉死去の箇所では、 の用い方に注意したい。聖藩本では、「豊臣秀吉公」と敬称が使われているが、 1では豊臣秀吉の「文禄の役」=朝鮮侵略における武勇を称えている。 敬称

なっている。微妙な違いだが、「良将」というタームは『土芥寇讎記』で頻見で 聖藩本では「名将賢将」となっているのに対し、養賢堂本では「名将良将」と 4は、乱世の雄から仕置巧者の為政者へ転換すべきことを述べた場所だが、

のところは、 次に家康の箇所を見てみよう。養賢堂本の5の箇所をみると「徳川家康公」 一行改行して平出となっているが、 聖藩本では改行せず、 そのま

> り注部分)と敬語を用いるが聖藩本は「薨」と用いない。 ま流し込んでいる。6の家康死去に関しては、養賢堂本は 「薨シ玉ヒ」(二行割

郎広忠」(二行割り注部分)としている。「次郎三郎」の方が、 る。次は秀頼滅亡についてである。 7では、家康の父・広忠を養賢堂本は「次郎三郎広忠」とし、 正しいと思われ 聖藩本では

度々不義ヲ雖被諫、 更ニ不用之聊之事有リテ乙卯ノ年江府ヲ立テ……

【聖藩本】

者之諫ヲ用、天下之乱トナツテステニ乙卯ノ年江府ヲ立給ヒ…… ヲ抱へ、御敵トナツテ籠城有。是ニモ様々御異見ナサルヽ。拙人ノアサマシサハ愚 一入御愛心有テ常々不義ノ行跡ヲ諫給トイへ共、サラニ不被用。アマツサへ諸军人

【養賢堂本】

大坂発向既二及合戦五月七日秀頼ヲ討捕記ニ具成故之

【聖藩本】

同年五月七日秀頼切腹有、 其外軍士卒士等コトノ〜ク討セラレル、……

いう簡単な記載であるのに対し、聖藩本は、さらに秀頼が牢人を集めて、 右の8では、 養賢堂本は秀頼が家康からの度々の諌言を聞き入れなかったと 「愚者

じられる。次は家康以降の治世についてである。 を切腹させ、その家臣団を殺戮した記述がある。 之諫」を用いたことを「拙人」と批判している。 豊臣滅亡に関して、養賢堂本では9のように簡略であるが、聖藩本では秀頼 家康の権力簒奪性が希薄に感

【養賢堂本】

テ国々所々徘徊シテ其国其家之御作法ヲ荒増聞及見及テ記之畢 才智ヲ以治ル事、 下知ヲナス事、古法之義式旧事ノ礼慮最詳也。然レトモ 国 司之制法違有テ、自ラ 主守護高家大家国主ニ至ルマテ、東西入代テ参勤之法例イサ、力違ナシ。国々所々 天下古今其例 ナ シ。偏ニ 当 家宗廟家康公ノ威徳有テ権威広太成故也。 誠二賢愚ノ替有テ不同。是二某久々浪人ニテ身上為稼事、 而為大樹 便ヲ求

ヲ開ク。凡当家ノ御世トナツテ、及五十年日々夜々武運繁栄、天下古今其例マレ也。 是ヨリシテ天下国家治、太平之御世トナツテ政道宜ク、人民安楽セリ。誠喜悦ノ眉

着引をデ己属。 前引をでひる。 が謂永々浪人ニテ身上為稼事、便ヲ求テ国々所々徘徊シテ其国其家之御作法等、荒 大違多シトニヤ。タトへハ自ラ戈ヲ以治臣下ノ制禁ヲ加ヘテ、猶以順道不同有耳也。 々ニ不知ヲナス事、古法ノ式旧事之礼慮詳ナリ。然レ共国司ノ制法、郡主ノ政道ハ、 主ニ至ルマテ、或東西入替、或父子カハルノ\ニ参勤法儀イササカ違ヒナシ。国所 偏大権現ノ威徳広太成カ故也。然レハ其例ヲ定、大樹主守護トシテ高家大家国主郡

以降のことでなければならず。、謄写の際に誤記した可能性が高い。勤交代がすでに始まっている記載があることからも明らかに誤りで、参勤交代養賢堂本では、「五年」としているが、これは例えば後段に「参勤之法例」=参とする。これは前掲の『武家諫忍記』万治三年説を裏付けるものである。一方、とする。これは前掲の『武家諫忍記』万治三年説を裏付けるものである。一方、一方、のは、大坂の陣から「序」が書かれたころまでの経年である。大坂の陣は

者が帰属する大名家が、家康から派生した家柄であることを匂わせる。「興味深い。家康が「当家」の「宗廟」ということは、この「序」を書いた作の力に置く。この養賢堂本の「当家宗廟家康公ノ威徳……」という表現は極めでは「当家宗廟家康公」、聖藩本でも「大権現ノ威徳」、つまり、二本とも家康として強調しているに過ぎない。この繁栄の要因だが、12のように養賢堂本ものと最大級の表現を使っているが、聖藩本では「其例マレ」と例外的なもの11は、養賢堂本では、現政権の「武運繁栄……其例ナシ」と史上初めての111は、養賢堂本では、現政権の「武運繁栄……其例ナシ」と史上初めての

系である。 いが、これが非常に興味深いのは、『武家諫忍記』に先行する『堪忍記』との関者浪人説である。この浪人説が事実かどうか今後さらに検証しなければならな諫忍記』の作者「某」であるという。ここに、登場したのは『武家諫忍記』作をの異同の情報を蒐集するために全国各地を縦断した浪人が、すなわち、『武家13は国家の治め方に為政者により異同があることの指摘である。そして、

針、つまり、「就職ガイドブック」であったと結論している。 易によって大量の浪人が発生した。『堪忍記』は、その浪人が仕官するための指ている。そして、秋沢は、『堪忍記』が寛永末年から万治にかけて、相次いだ改であり、如儡子は「松平新太郎光中卿の儒者斎藤意伝」ではないかと推定され野間光辰・深沢秋男が明らかにしたところでは。、『堪忍記』の作者は如儡子

の重臣・斎藤筑後守を父とし、二代藩主・家親に仕え、片諱を貰い親盛と称し如儡子・意伝のプロフィールに簡単に触れておくと、山形五七万石の最上家

ている。「tv」 ぶがした「非回」という。 でで「文武両道」論と併せて、もう一度検証する。 で「文武両道」論と併せて、もう一度検証する。だが、作者が想定する読者は異 の作者と同じ境遇の人物が書いたことになる。だが、作者が想定する読者は異 一方、この「序」にしたがえば、『武家諫忍記』の作者も元浪人で、『堪忍記』 一方、この「序」にしたがえば、『武家諫忍記』の作者も元浪人で、『堪忍記』 で、『堪忍記』は元浪人によって書かれた、浪人のための書物ということになる。 大となった。池田家に儒者として仕えたのは、その後のことである。したがっ 大となった。池田家に儒者として仕えたのは、その後のことである。したがっ 大となった。池田家に儒者として仕えたのは、その後のことである。したがっ 大と、長、「tv」 ぶがした。 で、『東京は神家騒動により、一万石に減封のうえ、近

次に、浪人「某」がどこを「徘徊」したのか、その道程をみてみよう。

【養賢堂本】

大概日本国中ニ不至ト云所ナシ。カヽリ、出羽奥州米沢南部或仙台ニ至ル。 亦 江府ニカヽリ所々之城下へ打廻、カヽリ、出羽奥州米沢南部或仙台ニ至ル。 亦 江府ニカヽリ所々之城下へ打廻、ニ行、中国ヲ不残四国ニ廻、山陰道ヨリ北陸道越前加賀ニーケ年在テ越後路ニ凡諸国ニ至ル事始テ九州筑前福岡ニ暫ク滞留スル内ニ、肥後熊本又薩摩鹿児島凡諸国ニ至ル事始テ九州筑前福岡ニ暫ク滞留スル内ニ、肥後熊本又薩摩鹿児島

【聖藩本】

ワークの存在が考えられる。 大や渡り侍ではなかったか。ここに、仕官を日指し情報を交換する浪人ネットと、「某」に諸国の情報をもたらしたのは、「某」と同じく諸国を渡り歩く、浪る幕臣層がおり、、多くの浪人が江戸で仕官運動をしていた。この背景を考えるの改易が増えていくこの時期、江戸には「肝煎」と称する浪人の仕官を斡旋すの改易が増えていくこの時期、江戸には「肝煎」と称する浪人の仕官を斡旋すのとのででいくこの時期、江戸には「肝煎」と称する浪人の仕官を斡旋すのと関係テコノ書ニノセタレハ不分明」(聖藩本)とあり、直接見聞できなかった箇所々ハ不」及」見。依テ聞伝マヽ也。又国主郡主之行跡モ及見ニハアラス。タヽ

養賢堂本】

ト云ナルへシ。
「一云ナルへシ。
「一云ナルへ)
「一云ナルー)
「一コー)
「一コー)
「一コー)
「一コー)
「一コー)
「一コー)
「一コー

【聖蕃本】

この点は後の5節で詳述する。これに続くのは「文武両道」論である。ケレ。昔物語ヲ聞ニモコノ比之人家ノソコノホトニテソ有ラント覚エ」である。影ハヲシハカラルヽ心地スルヲ見ルトキハ、兼思ヒツルマノ顔シタル人コソナが具体的に挙がっている。『徒然草』からの引用部分は、「名ヲ聞ヨリ、頓テ面体的な書名を挙げていないが、養賢堂本では『兼好徒然』と、『徒然草』の書名15には吉田兼好の引用・影響が見られる。聖藩本では「兼好カ言葉」と具

(養賢堂本)

又不学シテ道理ヲ不背法ヲ正ス人アリ。内心愚ニ拙シテ外ニ権威有人、或文道ヲ甚

叡智ニシテ細少ヲシラサルモ有。同シテ不同、誠ニ諸事兼備タル人ハナシ。シクシテ、武法不好人モ有。武ヲ専ニ文ヲ不知モ拙ナシ。 文 武ハ両輪之如シ聡明

【聖藩本】

諸ヲ兼タルハマレナルヘシ。カレヲ非トイハン。又ハ聡明叡智ナレトモ細少ヲ不知、其行不同ニシテ一方ナラス。ニシテ、武道不好人モ有。武ヲ専ニタシナム人モ多サレハ、実以云ニコレヲ善トシ、又不学ニシテ道理ヲ不背法ヲ正スル人有。内心愚拙シテ外ノ権威有人、或文道ヲ甚

「武道ハ文ノ末ニシテ又一道ナリ」と「文武両道」論が存在する。ハ此道理ヲ知ル事不可有。文者以左武者以右手足ノコトシトナリ」、あるいは、といったターム自体は存在しない。だが、「教法」の巻には「文武ノニヲ学スン聖藩本の「序」には養賢堂本16のように「文武両道」あるいは「文武両輪」

の比重が圧倒的に高く、「武」専一論になっている。

なるごろう。 たちである。この点からすれば、『堪忍記』が想定する読者は浪人ということにたちである。この点からすれば、『堪忍記』が想定する読者は浪人ということにの情報を得る必要があるのは、大名家への仕官が切実な問題となっている浪人の情報、兵学者として召し抱えられる可能性の存否に関わっている。そして、ここの場合、「武」を備えているのは「吟味」される浪人の側で、武芸者、ある

名を挙げている。ではこのあとに、「才智」論と結びつけながら、「文武」を兼備する具体的な人の一つとして重視されているのである。では、その読者は誰か。『武家諫忍記』名自身である。つまり、領主層の指導者としての資格、大名人格の重要な要素名自身である。つまり、領主層の指導者としての資格、大名人格の重要な要素ー方、『武家諫忍記』において「文武」を兼備すべき主体は、「主将」たる大

養賢堂本』

友之誉レ有事、其外本書ニ記故略之。国、松 平綱利、松平光久、 松 平忠次、松浦鎮信、石川昌勝、安藤重貞、加藤明慈悲博労也。 紀 州頼宣ハ文武ワ学フ事甚ニシテ威徳正憐ミフカシ。其外 水 戸光今誉レ有人ト云ハ、尾州義直。是ハ文武ノ誉レ有人ト云ニハ非スシテ、大勇以シテ

聖藩本

貞、加藤明友、何モ世俗誉有諸将ナリ。其外ニ誉有有モ又多シ。 サシ厚憐有リ。其外ニハ、松平光久、榊原氏忠次、松浦鎮信、石川昌勝、安藤氏重ク学シテ才智思慮深シ。コレラ以誉ト云ナリ。或人松平犬千代是モ才智有武芸ノ心厚シテ、諸罰正生得利根威義有テ不僑ヲ以誉スル。又水戸之光国ハ若将ナレ共、ヨ大悠有ツテ慈悲有り。其気ノ大儀ヲ誉ルトミヘタリ。第二紀州頼宣コレハ文武ノ徳今營レノ有人ト云ハ尾州義直。コレハ文武ノ誉レノ有人ト云ニ不有。常ノ行ニシテ

〇の「松平忠次」は、聖藩本では「榊原氏忠次」である。藩の前田綱紀のことである。綱利から綱紀への改称は貞享元年(一六八四)。2「若将」と呼ぶ。19の養賢堂本「松平綱利」・聖藩本の「松平犬千代」は加賀ている。18は水戸光圀だが、二本とも「光国」と表記し、聖藩本ではさらに関して、17の紀州藩を聖藩本では尾張藩に次ぐ徳川家として「第一」と記し関して、全場に入物を挙げているが、表記に異同がある。御三家の位置づけに二本とも同じ人物を挙げているが、表記に異同がある。御三家の位置づけに

が考えられる。養賢堂本では、本文は「光圀」と直されており、この点から聖と考えられ、藩主となる寛文元年(一六六一)三四歳以前の記載である可能性~天和期=一六八〇年ごろである。また「若将」とあることから、藩主就任以前「諱をもらい「光国」と称した。「光圀」とするのは五〇代からで、改字は延宝生で、元禄一三年(一七〇〇)に没している。九歳で元服のとき家光から光のの成立年の特定のヒントとなる。例えば、水戸光圀は、寛永五年(一六二九)の成立年の特定のヒントとなる。例えば、水戸光圀は、寛永五年(一六二九)の成立年の特定のヒントとなる。例えば、水戸光圀は、寛永五年(一六二九)の成立年の特定のヒントとなる。例えば、水戸光圀は、寛永五年(一六二九)の成立年の特定のヒントとなる。例えば、水戸光圀は、寛永五年(一六二九)の成立年の特定のヒントとなる。

キスト)より早く成立した可能性が考えられる。藩本(あるいは、その謄写のテキスト)が養賢堂本(あるいは、その謄写のテキスト)が養賢堂本(あるいは、その謄写のテ

ての呼び声の高い人物として尾張藩主・義直があげられていることである。 さて、ここで注日すべきは、当時最も「誉」ある大名、つまり、〈明君〉とし

「これ」「直接背)として、別な、ことの。生流の免許をもち、また、『類従日本紀』を編纂し、蓬左文庫を創設、まさしく代藩主であった。尾張徳川家の宗廟で、家康の九男。尊皇思想の持ち主で、柳『武家諫忍記』の冒頭を飾るのはこの義直である。徳川義直は、尾張藩の初

ただし、『武家諫忍記』では、「文武ノ誉レ有人ト云ニハ非ス」と「序」にあ「文武」両道兼備の優れた〈明君〉といえる。

づけは『武家諫忍記』の作者と関係してくると思われる。ての矜持をもつ義直と家光の間には軋轢があったとされており、尾張藩の位置レノ将ト云ツヘシ」とする。将軍・家光は義直の甥にあたり、家康の実子とし之道ヲ不学」とする。だが、「自然ノ徳」「道理」が備わっているので「最モ誉「義直卿文武之学ナシ、故ニ才智ノ発シタルトハミヘス」、養賢堂本でも「文武るように、義直は「文武」の観点で評価されているわけではない。聖藩本ではるように、義直は「文武」の観点で評価されているわけではない。聖藩本では

しており、少なくとも数年を経た内容となっている。はなく前藩主である。聖藩本には光義がすでに家督を譲られて「仕置」を開始安三年(一六五〇)に死亡していることである。したがって、義直は現藩主で価を述べる。それはなぜだろうか。その理由として考えられるのは、義直が慶『武家諫忍記』では義直の後に、さらに光義の項目を設け、光義についての評

三〜七二年の間の作であり、これも万治三年説と合致する。寛文一二年(一六七二)、名を光友と改めているから、『武家諫忍記』は一六五

者始石礫思へり」とする。 始皇帝に比肩されている。聖藩本でも「美女ヲ愛シ遊楽コトニ身ニ金銀銭珠玉カサリ諸事ノ美ヲ尽シ、金銀珠玉ハ礫ノ如ク……」とその奢侈放埒ぶりが秦のヽト云リ。或ハ女ヲ集ヲ歌舞ヲ設ケ、昼夜ノ差別モナク酔ニ乱レ、或ハ居宅ヲ・ト云リ。或ハ女ヲ集ヲ歌舞ヲ設ケ、昼夜ノ差別モナク酔ニ乱レ、或ハ居宅ヲ・光義の評価は非常に低い。養賢堂本では「奢有テ色好ム事秦始皇帝ニヒトシ

ことはできない。その光義の「愚評」で注目したいのは聖藩本の記述で、光義思想と、光義の評価の関係が気になるところであるが、いま、それを検証するる。それは、藩主隠居という沙汰にまで及ぶもので、『温知政要』などの宗春の 尾張藩主の奢侈・遊興振りは、これより後、享保期に宗春によって再演され

となるべきだと主張する。さらに、なぜ、そんなことを書いたかといえば、「見 懇々と述べていることである。つまり、国主たる者は身を慎み、「天下」の模範 えさせるかを説き、「君徳明ニシテ天下ノ手本トナル」と「君」のあるべき姿を る君主論としての志向性をはらんだものであったといえるのではないか。 ここで想定されている「見人」=『武家諫忍記』の読者とは、「天下ノ手本トナ 人ノタメト思へハ、長カヽシクモ書ケリ」と、読者を意識している。つまり、 の所行を批判したあと、奢侈が如何に「人民ノクルシミト」なり、「国民トモ衰 大名家のデータを並べ、評価を下したものではなく、あるべき大名像を供給す ル」べき「君」=大名ということになる。この点から、『武家諫忍記』は単に各

「序」ではさらに「主将・人主」=大名の善悪の判断基準として、「十之品

多シ.。十之内、 此善ヲ揚ル事十之品ヲ以考見時ハ、 ニモ品有悪行ナキ人、亦善ナキ人ノ分誉レモナク誹モナカラン。其次第難、述 筆紙 六之善ニ四ツノ悪アラハ善ト云ヘカラス。又四ツノ善ニ六ツノ悪有 六之善ヲ以營トスル物也。 善有テモ亦悪有人モ

其行多ハ本ツクトコロヲ以誹云善ト云ナリ。トニモ角ニモ欲スクナキ人ト憐太ヒ成又悪ト云へシ。且又悪行跡モナク善之行跡モナカランニハ、善モ誹モナカラマシ。有トモーツ善有ランニ善ニヨツテ十之悪ハマタ善トナルへシ。十之善三ツノ悪ヲ以 又ソシリト云ハ、右之十之善トイヘ共、三ツノ悪ヲ以非ト云。其悪ニ品有。十之悪何モ名之コトク其善ト唱ル事ノ考へ見ルニ、凡十之品ヲ以其内六之善ヲ以誉トス。 人直在人数多キ主将ハ誉ノ第一ナルヘシ。

についての見解はほぼ同じようである 「善」と「悪」の関係も両者の間で若汗違いがあるが、大筋において「十之品 一十之品」に関する二本の記載の完全な一致点は少なく、聖藩本の方が詳細で、

逆に、聖藩本にあるが養賢堂本にないものを波線で記した。 棒線で示す以外に、条日全体が養賢堂本にあるが聖藩本にないものを点線で、 て相違があるが、それだけではない。異同が煩瑣になるが、部分的な相違点を べられた条目である。聖藩本は五カ条、養賢堂本は七カ条とすでに条数におい 「序」の最後は、『武家諫忍記』の本文の記載内容について「凡例」のように並

諸国地頭人年貢所納雖有限国々所々 地21 内并辺国ハ上田ニシテ米穀高ニ越テ多キ所委本書ニ記之。 出羽之分空地多クシテ人民スクナキ也。其外国々土地之広狭、人民多少、又五畿 下田又抜群、上田ノ所ハ地狭シトイヘトモ、高ニノホル。此分本書ニ詳也。奥州 頭人ニ依テ違多シ。或ハ広シトイエド

諸家之仕置等不同有。最本文ニ詳記之。知行、或役義、或在江戸ノ年扶持方米ノ」を土其繕叶カタク、路途ニ立テ迷惑ニヲヨホスルモ有、品々委本書ニ証ス 諸国諸法度之事天下ノ制法ヲ以雖治之、私ノ家法多シ。最本書ノ表ヲ以テ考可知。 多少雑用模合品々下之ニ其違多シ。タトへハ百石宛行ニ漸黄金十両二十両ニ不過 遅引之時ハ、寒水ノ籠ニ入モ有。又妻子ヲ召取非道ニ召仕モ有。 ニシテ民困窮スルモ有。地頭之役ニ費男女耕織之暇モナク衰タルモアリ。 主トシテ奪、臣トシテ欲心ヲカマヘ又主ハ潔白ナレドモ、郡代々官等ノ役人私欲 或一生ヲ沽却シ 或所納

一 家々人数軍役等相応多少有。亦渡侍多シテ旧士ヲ不取立家モアリ。亦国士計ニ2、之米穀多トモ払方之悪ヲ下地トシ、少クシテモ払方宜ヲ上地ト云ニテハナシ。 同米穀生并払方之善悪有。此等ノ品々詳ニ記之畢。如是之次第ヲ以土地之上中下

右此書記所ハ、一万石以上凡ニ百人余人有。此外不詳ハ不記之。記之。 諸国居城在所之方角、山海ノ遠近具ニ記之。サレトモ城郭之図形要害堅固ノ地、 テワタリ侍ナキ家モ有。大概記之。 国々所々之城絵図ニ詳成。故略之。并家々之家老之名字大概

【聖藩本】

此ワサ本書ニ詳ナリ。奥州出羽之国ハ空地多クシテ人民スクナキ事、其外国々土地頭人ノ品替有。タトヘハ下田抜群ニ上田ノ所ハ地狭シトイへ共、高ニノホル。諸国地頭人年貢所納其限有。然トイへ共、国々所々ノ地ニヨツテ其違多シ。又ハ 品々家々国々所々ノ覚マウケタル品ヲ詳ニ書タリ。 地之広狭、人民多少、又五畿内并辺国ハ上田ニシテ米コクノ高ニ越テ多シ。猶此

諸国諸法度之事天下ノ制法ヲ以雖治之、私之家法禁制多シ。或日本書之表ヲ以テ 有力故ニ違多シ。サルニョツテ荒方見及聞タルヲ記畢。 考へ可知。主トシテ奪ヒ臣トシテ欲心在主ハ潔白ナレドモ、 郡代々官等之役人私

殺大身タリトイへトモ、或い家督タテサルハ不記。或末弟末子ダルハ最コレヲ略 々方角城付在所方ノ地形等荒増記トイへ共、 外ニ知行領分之被下置記モノナリ。 或図有或国分二具二記 п 故ニタ

一家臣ノ仕置ノ善悪、是ヲ記ストイヘトモコトノ、クハ不詳。故ニ荒方ヲ記ナリ。、イカイヲ以計耳ナリ。

り、これが「凡例」と呼ぶ所以である。 本文のデータや大名の評価もこの箇条書きに即した内容となってお

と銘記してあることから、「地頭」は大名そのものを指している。 頭」という語が見られる。近世史研究では「地頭」といえば、幕領の旗本を指 人余人有」と、前条目が一万石以上の大名二〇〇人。について述べたものである れている。いや、養賢堂本の最後の一行に、「石此書記所へ、一万石以上凡ニ百 取る全国の領主層全般を指しており、大名も「地頭」という呼称のなかに含ま すと考えるのが通例だが、ここでの「地頭」とは、「諸国地頭人」として年貢を 前ページの養賢堂本の21に「地頭」とある点に注目したい。聖藩本にも「地

を日本全国が将軍家の支配地であり、大名もその地方知行部分に過ぎず、幕府 と呼ぶのは極めて異例とする。そして、大名を「地頭」と呼ぶ綱吉政権の意図 といった表現が一般的で、大名と幕府領の代官を区別しており、大名を「地頭」 よと命じた」点に注目し、「この場合、大名は地頭と呼ばれている」と指摘する。 塚本学はこの「覚」において「御料 による中央集権化・一元化を求めていたからではないか、というで 家綱以前までの法令では「領主又は御代官」あるいは「其所之守護人御代官」 貞享四年 (一六八七)、将軍・綱吉はキリシタン宗門改めの「覚」を発令した。 (幕府領) は代官、私領はその地頭へ訴え

均質に捉えられているのである。この事実は、大名を「地頭」と呼ぶ習慣が綱 忍記』は諸国郡の「仕置」「政道」にバラツキがあるためにそれを記したとする 可能性を示すものではないか。 制国家権力の秩序を包括的に示すものであり、各大名は「年貢所納」者として が、それは単にフラットに並べられたものではなく、尾張・紀伊・水戸と徳川 諫忍記』でも大名を「地頭人」としている。なにゆえ『武家諫忍記』で大名を イントの一つである。養賢堂本の22の箇所で述べられているように、『武家諫 「地頭」と呼ぶのだろうか。それは、『武家諫忍記』の性格を決定する重要なポ だが、それより三〇年ほど前、家光政権時代に成立したと推定される『武家 政権以前に存在し、一元化・中央集権化への指向性が領主層に浸透していた つまり、『武家諫忍記』は、徳川家を中心・頂点とする近世幕藩 大身の大名家から小身の大名家まで、すべての大名家が序列

23の「渡り侍」に関する記載は聖藩本にはないが、「渡り侍」の召し抱え状

況を記載するという点は、「某」が浪人出身であり、『堪忍記』の作者との共通

保年間と推定されている。寛永の大飢饉の後に続く正保期は、飢饉のなかで藩 においても、「仕置」「政道」など藩政が重視され、「文武両道」「文武両輪」と 政を重視するようになった領主層が「仁政」思想に目覚めていく時期である。。 記』の成立過程、あるいは、作者像を探ってきた。 いう観点が大名評価の視座の一つとして不動の位置を占めるようになる。 『武家諫忍記』のみならず、後発の『武家勧懲記』『土芥寇讎記』『諫懲後正』 以上粗雑ではあるが、 聖藩本と養賢堂本の「序」を比較しながら、『武家諫忍 『堪忍記』が書かれたのは正

岡山藩には「儒者」として召し抱えられているのである。 くる時期なのではないか。『堪忍記』で「武」を強調している如儡子・意伝自身、 変化と照応している。『堪忍記』が書かれたこの正保以降が、「文」が台頭して たり、その際、 する近世前期は、武士団が戦闘集団から為政者として官僚化していく段階にあ 注目される。。それはちょうど『堪忍記』から『武家諫忍記』への「文武」観の 近世の為政者は中世の戦乱を戦い抜いた武士団である。「大名評判記」が群生 為政者の主体形成として「文」の要素が比重を増していくのが

ものと映ったはずである。 るようになった時期に成立した。いかに「仕置」をなすべきか。そのとき、〈隣 を確立して天下泰平を迎えた領注層のなかで、「仕置」=藩政の整備が求められ 幕藩制国家の危機を乗り越え、いわゆる「鎖国」に譬えられるような解禁体制 は何をする人ぞ〉ではないが、他藩領で行われている「仕置」の情報は貴重な 『武家諫忍記』は大坂の陣から半世紀経て、島原の乱・寛永の大飢饉という

と、そこに書かれている「仕置」についての記載は一過性のものではなく、近 ていたのではないか。 後期に至っても写本され、情報が更新されている諸本が存在した点から考える |期を通じて幕藩制国家が求める普遍性、「仕置」に関する一種の規範性を有し さらに現存する『武家諫忍記』の大多数は大名家や藩の蔵書であった。近世

判記」がどう読まれたのか、さらなる検証作業が必要である。 れ、その政道書としての性格が垣間見えてくる。今後行う作業として、 近世的な「仕置」の標準を示すものとして、積極的に受容されたものと捉えら の「機密」「極秘」文書として、大名家を戦々恐々とさせたものではなく、逆に、 このように考えてくると、「大名評判記」は幕府が大名家を評価・処罰する際

4 聖藩本とその周辺――富山藩の評価について―

藩・加賀藩と支藩・富山藩の記載について考察を行った。 郡である。そこで、第二班では共同研究を進めるために、この春察が『武家諫物である。そこで、第二班では共同研究を進めるために、この春察が『武家諫江戸にいたことのある浪人が存在する。それは大聖寺藩士・河野春察という人かにされているように、聖藩本の周辺に、『武家諫忍記』の作者「某」と同じく、が行った作業は聖藩本の徹底分析である。本報告書の第二班・矢森論文で明ら以上が第二班の一回目の報告に臨んで筆者が行った作業である。次に第二班

居城は、分封の際、婦負郡百塚に築城予定であったが、利次は富山に新城を存続した。初代藩主は前田利次で、前田利常の次男として生まれ、本藩主・利度永一六年(一六三九)に成立。以後、明治維新を経て廃藩置県まで一三代が寛永一六年(一六三九)に成立。以後、明治維新を経て廃藩置県まで一三代が寛永一六年(一六三九)に成立。以後、明治維新を経て廃藩置県まで一三代が寛永一六年(一六三九)に成立。以後、明治維新を経て廃藩置県まで一三代が寛永一六年(一六三九)に成立。以後、明治維新を経て廃藩置県まで一三代が寛永一六年(一六三九)に成立。以後、明治維新を経て廃藩置県まで一三代が寛永一六年(一六三九)に成立。

『武家諫忍記』成立年特定を考える際に重要な点である。同年五月より城の改修と城下町整備を始めた。この居城の位置は後述のように、築くことを幕府に願い出た。万治三年(一六六一)に許され富山町奉行を置き、居坂に 矢卦の陽 婦貨君百塚に築城予定であったか 禾沙に富山に親城を

れている。

本語の一○万石を超えており、家臣団縮小と新田開発が盛んに行われたとさい、表高一○万石を超えており、家臣団縮小と新田開発が盛んに行われたとさいが多く、総知行地八万三八七○石余・銀二万二七一八匁と藩士の俸禄が高時の家臣団は、一○万石の家臣数としては八一三人とさして多くないが、知行婦負郡六万二八五一石、新川郡三万七一四九石に領地替えとなった。富山入部山辺三二○○石、加賀国能美郡二万石の合計一○万石。万治二年(一六五九)、山辺三二○○石、加賀国能美郡二万石の合計一○万石。万治二年(一六五九)、山辺三二○○石、加賀国能美郡六万石、新川郡浦山辺一万六八○○石、同郡富藩領は分封時、越中国婦負郡六万石、新川郡浦山辺一万六八○○石、同郡富

や家臣団・寺社に対する法令を出している。 松御条目之通」に士民の条例を定め、宗藩・小松藩の仕法に準じて、改作仕法賀藩主の利常が隠居している小松藩を指している。正保元年(一六四四)年「小その際のモデル 藩 となったのが「宗藩」。これは本藩・加賀藩ではなく、元加その際のモデル 藩 となったのが「宗藩」。これは本藩・加賀藩ではなく、元加・承応四年(一六五五)に各村に年貢割付状を出し、領国経営に乗り出したが、

の他に、まず聖藩本と比較的近い池田家本、別系統の賢堂本の二本を比較する。 次に、筆者の担当である富山藩の評価を諸本で比べて見てみたい。聖藩本より詳細な記述がみられのではないか、あるいは、それらの藩主の評価が他の諸本と比べて異なるのではないか、あるいは、それらの藩主の評価が他のい藩、加賀藩・富山藩・岡山藩などの事情に詳しいはずだから、それらの記述第二班では、もし、春察が聖藩本の作者であれば、大聖寺藩および関連の深

【聖藩本】

本文: 松平淡路守利次

内室鳥井左京女 紋梅ハチー 松平淡路守菅原利次

ヲ正ス。美児ヲアイス。諸道具目利ヲスク事也。 非ス。土地不宜城本国ノ中間海ヘン近シ。家老冨田名古屋。利次文武ヲ好ミ、礼義チ外ニ模合アリ。江戸詰吉地ニ禽獣魚柴薪多ク家民ノ仕置能。家士風俗悪シキニモ石余アリ。米穀生払トモニ悪シ。年貢所納四ツ五分家中へ四ツ成。在江戸ノ軍役フ本知拾万石。但シ、犬千代(綱紀)領ノ内配分ス新地運上課役カヽリ物等外ニ弐万本国尾張生国加賀本氏前田肥前守利常ノ次男。居城越中之内、富山トモ亦百塚トモ。本国尾張生国加賀本氏前田肥前守利常ノ次男。居城越中之内、富山トモ亦百塚トモ。

、イミシカラン。前之段評義ニモ記シカタシ。 東竟目利ヲ以ホリ出ヲスケル哉、アワレ士ヲ目利ノ仕ヒ求ル事ヲスケルトイハ の高人ノ業ナレハ也。士トナツテハ、タトヒ小身成共、青侍ナリトモ、心アラハ 商人ノ業ナレハ也。士トナツテハ、タトヒ小身成共、青侍ナリトモ、心アラハ 可為業ナラス、増テ大名ノ道具ヲ減テ悦事拙シ。且ハ民ヲ貪ルノ基ヒナラン。 可為業ナラス、増テ大名ノ道具ヲ減テ悦事拙シ。且ハ民ヲ貪ルノ基ヒナラン。 可為業ナラス、増テ大名ノ道具ヲ減テ悦事出シ。 でラハ でラハナリ。諸道具ヲスク事イカナ スという。太公曰、人生而不学、冥々如夜 思評義日凡礼義ヲ専ラトス事、最法ニ叶ヘリ。太公曰、人生而不学、冥々如夜

【池田家本】

目録:巻六 松平淡路守菅原利次

本文:

内室鳥井左京女 紋梅鉢 一 松平淡路守菅原利次

トモ。本知拾万石。但、犬千代(綱紀)領之内配分之新地運上課役懸リ物等外ニ弐本国尾張生国加賀本氏前田肥前守利常之次男也。居城越中之内、又富山トモ亦百塚

俗悪ニモ非ス。土地不宜城本国之中間海近シ。家老冨田名古屋。 在江戸之軍役扶持外ニ模合有。江戸詰吉地ニ禽獣魚柴薪多ク家民ノ仕置能。 万石余アリ。米穀生払トモニ悪シ。年貢所納四ツ五ツ抨シ四ツ五分家中へ四ツ成。 家士風

利次文武ヲ好ミ、礼義ヲ正ス。美児ヲ愛シ、諸道具目利ヲスク事甚シ。

ホリ出ヲスケル哉、是ハ評義ニモ記シカタシ。 ス、増テ大名之道具ヲ求テ悦事拙ナシ。且ハ民ヲ貪ル基ナラン。畢竟目利ヲ以 業ナレハ也。士ト成テハ、縦ヒ小身成青侍ナリトモ、心アラハナスへキ業ナラ 不叶物ハ、各別也、又甚物数奇ヲシテ目利之功ヲ得事モサノミ益ナシ。商人ノ 如何故力。古人之教ニハ財ヲ求トスル事ハ、大ヒニ誡ヲカレタリ。其家ニ無テ 愚評義日凡礼義ヲ専ラトスル事、最法ニ叶ヘリ。太公日、人生レテ不学、冥々 トシテ如夜行、不学文ハ才智有トイヘトモ物毎道理ニ不叶也。諸道具ヲスク事

【養賢堂本】

目録:巻之六 松平淡路守菅原利次

一松平淡路守菅原利次

内室鳥居右京介女 紋梅鉢

多ク、家民之仕置宜ク家士ノ風俗悪ニモ非ス。土地不宜地本国ノ中間海辺近シ。家 所納四ツ五分家中へ四ツ成在江戸之年軍役扶助外ニ模合有江戸詰吉地ニ禽獣魚柴薪 但加賀守領ノ内配分ス新地運上課役懸物等外ニ二万石余有。米売払共ニ悪シ。年貢 本国尾張生国加賀本氏前田肥前守次男也。居城越中之内、富山又百塚共本知十万石。

利次文武ヲ好ミ礼義ヲ正ス美児ヲ愛ス。諸道具ノ目利ヲスクコト甚シキ也。老冨田名古屋

民ヲ貪ルノ基也。畢竟目利ヲ以テホリ出ヲスケルヤ、 リトモ、志アラハ可為業ニ非ス。況ヤ大名ノ道具ヲ求メテ、悦フ事拙シ。且ハ モサノミ益ナシ。商人ノ業ナレハ也。士ト成テハタトヒ小身ナリトモ、青侍ナ タリ。其家ニナクテ不叶モノハ、各別ナリ。又其物数奇ヲシテ目利ノ功得ル事 事、イカナル故カ。古人ノ教ニハ、財ヲ求ン(ト)スル事ハ、大ヒニ誠ヲカシ 而如『夜行』、文ヲ不学ハ才智有トイヘドモ、物毎道理ニ不叶也。諸道具ヲスク 愚評義曰、凡礼義ヲ専トスル事最法ニ叶ヘリ。太公カ曰、人生レテ不、学瞑々 事ヲスケルトイハ、イミシカラン。 アワレ士ヲ目利シテ仕ヒ

をいくつかみてみよう。 以上のように、三本ともほぼ同じような記載で比較の成果はあまりないが、 異同

聖藩本「年貢所納四ツ五分家中へ四ツ成 ・聖藩本に記した傍線部① 年貢の「四ツ五ツ」云々とある箇所について

> 養賢堂本「年貢所納四ツ五分家中へ四ツ成」 池田本「年貢所納四ツ五ツ抨シ四ツ五分家中へ四ツ成

を写本している可能性が浮上する。 となるという意味だが、池田家本以外は「四ツ五ツ抨シ」を省いている。これは写 本の際に省略されたものか。そうだとすれば、池田家本が三本のなかで最も古い本 「四ツ五ツ抨シ」とは、年貢率が四割と五割のところがあり平均すると「四ツ五分」

・傍線部②目利きの士についての異同。

聖藩本「アワレ士ヲ目利ノ仕ヒ求ル事ヲスケルトイハヽイミシカラン」

池田本 記載なし

養賢堂本「アワレ士ヲ目利シテ仕ヒ求ル事ヲスケルトイハヽイミシカラン」

・傍線部③「愚評義」の最後の文言。

聖藩本「前之段評義ニモ記シカタシ」

池田本「是ハ評義ニモ記シカタシ」

以上の傍線部①~③三カ所について、念のために他の諸本とも比較してみる。

【東北大教養本】

抜けたのかそれとも五分の誤記か。 ①「年貢所納四ツ五ツ家中へ四ツ成」→四ツ五ツは池田家本の 「丼シ四ツ五分」 が

③記載なし ②「アワレ士ヲ目利シテ仕ヒ求ル事ヲスケルトイワハ最イトイミシカラン」

【刈谷村上文庫本】

①「年貢所納四ツ五分家中へ四ツ成

②「アワレ士ヲ目利シテ仕ヒ求ル事ヲスケヒトイハヽ最イミシカラン」

③記載なし

【対馬本】

①「年貢所納四ツ五分家中へ四ツ」

③記載なし ②「願ハ士ヲ目利シテツカヒ求事ヲ好マレハ最イミシカラン」→他本と違う表現。

【興譲館A本】

①「年貢所納四ツ五分家中へ四ツ成

②「アワレ士ヲ目利シテ仕ヒ求ル事事ヲスケルトイハ、最イミシカラン」

【興譲館B本】

- ①「年貢所納四ツ五分家中へ四ツ成」、 ・
- ③記載なし
 ② 「アワレ士ヲ目利シテ仕ヒ求ル事事ヲスケルトイハヽ最イミシカラン」

本の親和性を強く窺わせるものである。言は聖藩本と池田家本にのみ存在することがわかる。これは、聖藩本と池田家言は聖藩本と池田家本にのみ存在することがわかる。これは、聖藩本と池田家ここで注目したいのは、諸本における傍線部③の箇所である。傍線部③の文

これは『武家諫忍記』万治三年成立説を裏付ける有力な材料となる。それ以前のことで、万治三年以降は居城が富山であったことは明確であるから、城下町整備を始めている。百塚か富山かという曖昧な記載がなされる状況は、以下町整備を始めている。百塚か富山かという曖昧な記載がなされる状況は、と、百塚と富山の両方を並記している。既述のごとく、利次は富山に居城を置の箇所で波線で記したように三本とも、利次の居城を「富山トモ亦百塚トモ」の箇所で波線で記したように三本とも、利次の居城を「富山トモ亦百塚トモ」の箇所で波線で記したように三本とも、利次の居城を「富山トモ亦百塚トモ」の箇所で波線で記したように三本とも、利次の居城を「富山トモ亦百塚トモ」の箇所で波線で記したように三本とも、

。『武家諫忍記』と『徒然草』の読者

、特色は何か。矢野貫一による『聖藩文庫目録』の解説。によれば、聖藩本は現在、加賀市立図書館の「聖藩文庫」に収められている。「聖藩文庫」

-)「聖藩文庫の漢籍中に経書の占める割合が大きい」
- 混る」→河野春察は林家門人であった。③「印記から察するに、大学頭の林家から譲られたとおぼしきものもいくらかも珍しく……中国においてもこれだけまとまって保存されている例はない」②「経書のうち明清版は科挙のための受験参考書」が多く、これは「全国的に
- 類もそのような立場でなされている。しかしながら、当時にあっては、これら文学とみなして、史料として重視することをしない。本文庫(聖藩文庫)の分⑤「今日、われわれの立場からは、こうした軍記を俗軍記と呼び、栄花物語はる。なお、春察と軍記の関係は黒田彰編『聖藩文庫蔵応仁記』の解説に詳しい。も収蔵されており、春察は聖藩本の作者ではないにせよ、書写した可能性があ利明に招聘された河野春察による蒐集とされる。聖藩文庫には、春察の書写本④「武士は、修養書として軍記を読んだ」→軍記物は寛文四年(一六六四)に

まい」まい」お立すべきではなく、経世の学たる歴史研究の一環とする視点を失ってはなる特立すべきではなく、経世の学たる歴史研究の一環とする視点を失ってはなるとして架蔵に加えたのであろう。すなわち、本文庫においては、軍書類のみをとして架蔵に加えたのであろう。すなわち、本文庫においては、軍書類のみを本朝桜陰比事の刊本をわざわざ書写した本がある。これも小説ではなく、史書本朝桜陰比事の刊本をわざわざ書写した本がある。これも小説ではなく、史書をして扱われ、悦話集のごときも正史の裏面をなす歴史であった西鶴のまた。

らに矢野は軍書やいわゆる文芸書とされる書物の「史料」性を指摘する。り切った区分は、当時の読書の実態から離れてしまうという危惧を述べる。さ大きな問題で議論されている。ここで矢野は、あまりにも現代的視点からの割されていた状態そのままの現状保存か、バラしてカテゴライズするかは非常に右のうち、特に⑤の指摘は重要である。近世の史料・書物を収蔵する際、蔵

で、これらの動向に先駆ける卓見である。の『太平記評判秘伝理尽鈔』の研究によるが、矢野の指摘は一九八七年のもの後のことである。また、近世における軍書の位置づけが刷新されるのは、若尾研究の方法であり、蔵書に関する研究が飛躍的に進んだのは、九〇年代後半以書物を「史料」として歴史研究の俎上に上げること、これそが、近年の書物

がって、『徒然草』は作者重視の立場からすれば鎌倉文学だが、読者・読書の立注釈付き整版本だけでも二〇種類が刊行され、近世社会に浸透していく。した注釈書『徒然草寿命院抄』の古活字版の刊行に始まり、その後、元禄期までにいた。だが、近世になると、慶長九年(一六〇四)家康の侍医・寿命院立安ののの、中世においてはわずかな写本だけが存在し、その読者は極めて限られてである。。横田は、『徒然草』は確かに吉田兼好によって鎌倉時代に書かれたもである。。横田は、『徒然草』は確かに吉田兼好によって鎌倉時代に書かれたも

場からすれば江戸文学である、とする。

違った影響を可正に与えていたとする。 近世前期に『徒然草』がどう読まれていたのか、横田がその実態解明のフィ 近世前期に『徒然草』がどう読まれていたのか、横田がその実態解明のフィ 近世前期に『徒然草』がどう読まれていたのか、横田がその実態解明のフィ 近世前期に『徒然草』がどう読まれていたのか、横田がその実態解明のフィ 近世前期に『徒然草』がどう読まれていたのか、横田がその実態解明のフィ

ように『徒然草』が登場するのか、その考察を通じて考えてみたい。政治・歴史意識と相互に関係するものなのではないか。『武家諫忍記』にどの捉えている点に疑問が残る。生活意識はさまざまな思想的な営為の土台であり、あったという点で納得できるが、それぞれを「レベル」の違いとして分離して横田の議論は、三つの書物が、生活・政治・歴史の三つの意識形成の中核に

用されている位置は、尾張藩主を中心とする「仕置」の〈明君〉が並べられるぶ開きがあり。、大名評価の根幹をなす「文武」観と絡めて叙述されている。引博学ト云計ニテ、物又似セ物ト云ナルヘシ」と解釈している。現代語訳とだい之人、又器量不具ナレ共心直ニシテ憐人、或文武ヲ学テ義不正人、此等ハ読書だが、聖藩本はこの箇所を「皆如此顔サマ其器量人ニスクレタレトモ心無実

直前である。

の注釈書『徒然草寿命院抄』の影響を受けた最も古い註釈書の一つである。序をもつ『野槌』という書物で、、慶長九年(一六〇四)に成立した寿命院立安も『徒然草』の註釈本を著している。それは、元和七(一六一二)年の羅山の聖藩本の周辺に影を落とす河野春察は、江戸で林羅山に師事していたが、羅山いったい、『徒然草』は当時、為政者層にどのように受け止められていたのか。

了』謀攻篇の、百戦して百勝つは善の善者ならず、戦わずして人の兵を屈する「運に乗じてあたをくだく時勇者にあらずといふ人なし」とあれば、兵法書『孫語』の述而篇の孔子の「怪力乱神」を語らずの説を引用する(上之六)。また、き(『野槌』上之三)、また「よき人はあやしきことをかたらず」とあれば、『論…」とあれば『日本書紀』『続日本書紀』『三代実録』などを援用して歴史を説『野槌』には、例えば『徒然草』のテキストに「斎王の野宮におはします…

りに武」を好んではならないという(同)。を善の善者なりという句を引用して、「天下の四民」を治めるためには、「みだ

草』を註釈したのか。羅山の序には、その意図が次のように説明されている。うとされる歴史的・政治的な註釈を施している。いったい、羅山はなぜ『徒然『野槌』は通俗道徳・生活倫理による註釈を施さない。むしろ、レベルが違

夫・豪傑の読むものとして位置づけられているのである。 という。 ここでは、通俗的な「物語草子」が否定され、『徒然草』は大丈問いに羅山は「兪」、すなわち、しかりと答え、『徒然草』の註釈『野槌』を書はないで、独り紀貫之の『古今和歌集』の序と『土佐日記』だけが同日の比でななかで、独り紀貫之の『古今和歌集』の序と『土佐日記』だけが同日の比ではない。質行を継ぐ作者は誰かといえば、兼好あるのみではないか……。このはない。質行を継ぐ作者は誰かといえば、兼好あるのみではなく、なまめかしような語を並べて、「教誨訓誡」=修養のためになるものではなく、なまめかしような語を並べて、「教誨訓誡」=修養のためになるものではなく、なまめかしまりな語を述べて、多くは婦女子の手によるもので、「喔咿嚅唲」=媚びへつらう流通しているが、多くは婦女子の手によるものである。

楽ミ哀ミ、往還フ」で、「文」に偏ることなく、「楽ミ」もほどほどにせよといれているが、「本語のである。『古今和歌集』が引用されているのは四カ所、しかも、すれているからである。『古今和歌集』が引用されているのは四カ所、しかも、すれているからである。『古今和歌集』が引用されているのは四カ所、しかも、すれているからである。『古今和歌集』が引用されているのは四カ所、しかも、すれているからである。『古今和歌集』が引用されているのは四カ所、しかも、すれているからである。『古今和歌集』が引用されているのは四カ所、しかも、すれているからである。『古今和歌集』が引用されているのは四カ所、しかも、すれてが『土佐日記』と同列に置かれていることである。なぜなら、『徒然草』をおよび『土佐日記』と同列に置かれていることである。なぜなら、『徒然草』をおよび『土佐日記』と同列に置かれていることである。なぜなら、『徒然草』をおよび『土佐日記』と同列に置かれていることである。なぜなら、『徒然草』をおよび『土佐日記』と同列に置かれていることである。なぜなら、『徒然草』を修めて後、歌を詠めば、「人心ヲ和徳多シ」という(石川昌勝の項)に伝統立。「本語といるのは、『大田の字のは、『大田の字の書」が記載している。「本語では、「本語で

う (織田信武)。

れていた。 『徒然草』はその後も、領主層に重視される。例えば、『土芥寇讎記』が書かれていた。 『徒然草』はその後も、領主層に重視される。例えば、『土芥寇讎記』が書かれていた。 『徒然草』はその後も、領主層に重視される。例えば、『土芥寇讎記』が書かれていた。 『徒然草』はその後も、領主層に重視される。例えば、『土芥寇讎記』が書かれていた。 『徒然草』はその後も、領主層に重視される。例えば、『土芥寇讎記』が書かれていた。

えたことを示唆しているといえるのではないか。。 通俗道徳の形成としてだけではなく、政治・歴史意識を撃発する契機でもあり従来、政治・歴史と無縁な「文学」書として扱われてきた書物が、単に娯楽やいた。『武家諫忍記』の「序」など「大名家評判記」への『徒然草』の引用は、な生活倫理・道徳というよりは、為政者の心構えを説くものとして用いられて近世における『徒然草』の読者は、武家層にも存在した。またそれは庶民的

おわりに

思われる
思われる
はない。このでは、『武家諫忍記』の原本が聖藩本であり、作者は河野春察ではないかという第二班の仮説は実証されぬまま作業は終わり、大きな空振りに終わいかという第二班の仮説は実証されぬまま作業は終わり、大きな空振りに終わいかという第二班の仮説は実証されぬまま作業は終わり、大きな空振りに終わりとのように、『武家諫忍記』の原本が聖藩本であり、作者は河野春察ではなり、以上のように、『武家諫忍記』の原本が聖藩本であり、作者は河野春察ではなり、

新たな発見は新たな仮説を導き、実証作業を要請する。 しかし、重要なのはその実証過程のなかで見えてくる様々な発見であろう。

名評判記」の所蔵形態は自家の抜き書きなどではなく、全冊を揃えているとこ側からみると、「大名評判記」は「通信簿」でなかったことが明白になる。「大所のみであり、知り得るのは自家の成績評価だけである。しかし、受容主体のある。「大名評判記」が「通信簿」であるとすれば、その通知は本人に関する箇ある。「大名評判記」が「通信簿」であるとすれば、その通知は本人に関する箇のを超える大名を記した大部の評判記を丸ごと蔵しているところが多いことで『武家諫忍記』『武家勧懲記』『諫懲後正』の所蔵形態で興味深いのは、二○

している。 ろが大多数で、大名家は他藩・他家の評価も含めて「大名評判記」全体を受容

のではないか。 のではないか。 が後年に写本されているものが存在することは、近世前期に での大名の在り方・政治的な規範を求めていたからではないか。そして、養賢 たのは、むしろその政道論、つまり、「仕置」=藩政の在り方や藩政指導者とし が、各大名に仮託した政道論である。各大名家が「大名評判記」を所蔵してい ず、各大名評判記」に記されているのは、各藩・各大名家のデータのみなら

思想はより鮮明に浮かび上がって来るだろう。 思想はより鮮明に浮かび上がって来るだろう。 として普及していた。このような書物がなぜ書かれ、どのように受容されたのよりで普及していた。このような書物がなぜ書かれ、どのように受容されたの示す。そして、この書物は幕藩制国家の頂点的な権力部分を覆うように「面」高・家柄などによって配列されたものであり、幕藩制国家の秩序・枠組みをもであり、大名家の連合体としての近世国家を包括的に示す。しかも、それは石であり、大名家の連合体としての近世国家を包括的に示す。しかも、それは石「大名評判記」は幕藩制国家の頂点的な領主層・大名を横断的に評価したもの

くに違いない。
りつつある。「大名評判記」の研究は、近世国家思想・領主思想の新しい扉を開りつつある。「大名評判記」の研究は、近世国家思想・領主思想の新しい扉を開者延べ五○人に及ぶ共同研究により、「大名評判記」の全貌が次第に明らかにな「□○二年に『土芥寇讎記』という「点」の解明から始まり、五年余、参加

主

したがって「大名評判記」としておく。称は、今後の研究成果によって確定されていくだろう。本論考では共同研究の慣行に称は、今後の研究成果によって確定されていくだろう。本論考では共同研究の慣行に

②磯田道史『殿様の通信簿』(朝日新聞社、二〇〇六)。

(3)金井圓校注『土芥寇讎記』(人物往來社、一九六七)。

(4) 『『土芥窓讎記』の基礎的研究』(二〇〇四)。

(5)前掲『殿様の通信簿』帯文。

6金井校注前掲書。

(8) 『土芥寇讎記』をテーマとした時代小説に獏不次男の『津軽隠密隠帖』(河出書房新) (2) 『土芥寇讎記』を受って幕府の隠密と暗闘 意識から、津軽藩が隠密群を江戸に放ち、『土芥寇讎記』を巡って幕府の隠密帖とし、小説のカギとなっている。『土芥寇讎記』では津軽藩主が酷評されているが、それが小説のカギとなっている。『殿様の通信簿』同様、『土芥寇讎記』を幕府の隠密帖とし、 (1) 出表の (1) に (1) に (1) に (2) に (3) に (4) に (4) に (4) に (4) に (4) に (5) に (5) に (6) に (6

究視角について」(『「大名評判記」の基礎的研究』二〇〇六)参照。 ては、拙稿「幕藩制国家確立期における「仕置」標準の展望――『土芥寇讎記』の研例『土芥寇讎記』が必ずしも大がかりな編纂組織を必要とせず成立しうる可能性につい

ないだろう。の大部の書で、数え方としては四三冊で「一部」「一本」「一点」とした方が誤解が少い厳密にいえば、この「一冊」という数え方は間違えである。『土芥寇讎記』は四三冊

的研究』)。 ⑾田添郁多『『土芥寇讎記』と改易大名の関係について」(前掲『「大名評判記」の基礎

(12)前掲『「大名評判記」の基礎的研究』を指す。

讎記』の作者は誰なのか」(前掲『『土芥窓讎記』の基礎的研究』)参照。『土芥窓讎記』の作者像については、杉岳志「『土芥窓讎記』レポート――『土芥窓[』『土芥窓讎記』のなかで酷評される人物たち、および、その人物たちから推測される

田阿部忠秋の評価については前掲拙稿参照。

(1)前掲『『土芥寇讎記』の基礎的研究』。

号(一九九〇)、同八号(一九九一)。(日九九一)。(日次沢「如儡子の『堪忍記』(一)(三)(三)」『近世初期文芸』六号(一九八九)、同七

参照。(印別掲の翻刻参照。「国法」「教法」についても、第二班の坂口・矢森による別掲の翻刻

(19)『武家諫忍記』(18)若尾前掲論文。

『武家諫忍記』の諸本については、前掲若尾論文の「「大名評判記」調査一覧表」参

照

⑩石坂善次郎編『池田光政公伝』上「備前国老列伝」(一九三二)。

(1)若尾政希『「太平記読み」の時代』(平凡社、一九九九)参照。

- った。今後の調査・分析を期したい。系統として考えられる可能性があることがわかったが、今回の論考には盛り込めなか日)では、尊経閣本は諸本と違う「序」「国法」「教法」の内容を含んでおり、新たな迎その後の第二班が行った前田育英会尊経閣文庫の所蔵本の調査(二〇〇六年八月一一
- である。
 び参勤交代の開始は外様大名が寛永十二年(一六三五)、譜代が寛永十九年(一六四二)
- 揭論文。 以野間「如儡子系伝攷(上)(中)」(『文学』46-8、同46-12、一九七八年)、深沢前
- (1) 『土芥寇讎記』の大名評価で、いくつか「悪」とされる評価があるのに、結論は「良い『土芥寇讎記』の大名評価で、いくつか「悪」とされる評価があるのに、結論は「良い『土芥寇讎記』の大名評価で、いくつか「悪」とされる評価があるのに、結論は「良い『土芥寇讎記』の大名評価で、いくつか「悪」とされる評価があるのに、結論は「良い『土芥寇讎記』の大名評価で、いくつか「悪」とされる評価があるのに、結論は「良い『土芥寇讎記』の大名評価で、いくつか「悪」とされる評価があるのに、結論は「良い『土芥寇讎記』の大名評価で、いくつか「悪」とされる評価があるのに、結論は「良い『土芥寇讎記』の大名評価で、いくつか「悪」とされる評価があるのに、結論は「良い『土芥寇讎記』の大名評価で、いくつか「悪」とされる評価があるのに、結論は「良い『土芥寇讎記』の大名評価で、いくつか「悪」とされる評価があるのに、結論は「良い『土芥寇讎記』の大名評価で、いくつか「悪」とされる評価があるのに、結論は「良い『土芥寇世記』の大名評価で、いくつか「悪」とされる評価があるのに、結論は「良い『土芥寇世記』の

(28) 万石以上を大名とするのは寛永一〇年(一六三三)以降。

迎塚本前掲書七五~七六頁。

- 事例に」(『書物・出版と社会変容』第一号─二○○六)参照。③「近世前期・『牧民後判』の成立と「仁政」思想の確立─伊勢桑名藩主・松平定綱を
- 文」の内容を「宗明の儒学」とするのは、再検討が必要である。 よって為政者としての主体形成を遂げていく点への着眼は画期的であるが、その「学る(『思想史における近世』思文閣出版、一九九一参照)。ただし、領主が「学文」に创近世前期の領主層における「文」あるいは「学文」の受容に注目するのは柴田純であ

③近世前期の領主思想の変貌については前掲拙稿参照。

の蔵書は、時習館など潘学校の旧蔵書とされる。国書一一六五点、漢籍四六五点を収なくセイ、つまり、ショウハンではなく、セイハンと呼んでいるらしい。「聖藩文庫」七)。ちなみに、大聖寺藩の略称が「聖藩」だが、略称になると「聖」はショウでは③加賀市立図書館発行『聖藩文庫目録』所収、矢野貫一解説「聖藩文庫概言」(一九八

るる

⑷西尾実校注『徒然草』(岩波書店、一九二八)

(36)同論文一二頁。

争と知識人」を読む――戦後日本思想の原点』青木書店、一九九九)参照。川淳の場合」、および「戦後民主主義の問題――「神ながらの道」をめぐって」(『「戦別生活意識と思想の関係性、相互規定性については、拙稿「もう一つの「日本」――石はなく、『太平記』の事件や人物を「評判」した『太平記評判秘伝理尽鈔』である。(3)若尾が可正へ影響した書物として指摘しているのは、正確には『太平記』そのもので

(3)安良岡康作『徒然草全注釈』上 (角川書店、一九七七)。

此等ハ読書博学ト云計物ノ似セト云計ナルヘシ」とほぼ同じである。心亡実ノ人亦器量形不具ナレドモ志ノ実直ニシテ憐有人、或ハ文武ヲ甚学テ義不正人、云計物ノ似物ト云ナルヘシ」、東北大教養本も「皆如是顔サマ其器量人ニ勝レタレ共、器量形不具ナレトモ気実直ニシテ憐人、或文武ヲ甚学テ義不正人、此等ハ読書博学ト細ちなみに、池田家本は「皆如是顔サマ其器量人ニハスクレタルトモ亡心無実之人、亦

||横田『日本の歴史第1巻 天下泰平』(講談社、二○○二)第七章。

- る。このうち、『土佐日記』については本文で後に触れる。(印磐斎は、『徒然草』以外にも、『伊勢物語』『土佐日記』『源氏物語』『方丈記』などの印鑑斎は、『徒然草』以外にも、『伊勢物語』『土佐日記』『源氏物語』『方丈記』などの印渡辺『近世大名文芸圏研究』(八木書店、一九九七)所収「加藤磐斎と板倉家」参照。
- 黒川家所蔵刊本、内閣文庫の写本などによる。『野槌』、あるいは、『徒然草野槌』は、上巻八冊、下巻六冊で、この活字本の底本は∰以下『野槌』は室松岩雄編『国文註釈全書』(國學院大學出版部、一九○九)による。
- だろうか。とも入り、しかも、『古今和歌集』の引用が序に集中しているというのは単なる偶然とも入り、しかも、『古今和歌集』の引用が序に集中しているというのは単なる偶然そのわずかな国書のなかに、『野槌』の序で指摘する『徒然草』『古今和歌集』の他に二、三点を数えるのに過ぎない。『土芥寇讎記』で引用されている書物は九十数パーセント以上が漢籍で、国書は数パ
- する必要があるだろう。

 人として民衆上層に位置しており、その限りで為政者と重なる側面があった点を考慮、例可正における『徒然草』の読まれ方も、可正が一般の民衆ではなく、庄屋という村役
- 記』(内閣文庫)などによる。『常憲院殿御実紀附録巻』(『徳川実紀』六巻、吉川弘文館、一九三一)、『江戸幕府日